

産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち生産ラインやオペレーションの改善に
資する設備に係る申請のご利用の手引き

○生産性向上設備投資税制（中小企業者等においては中小企業投資促進税制の上乗せ措置を含む）の対象設備の要件とされている産業競争力強化法第2条第13項に規定する生産性向上設備等のうち、産業競争力強化法第2条第13項・経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第5条第2号に定める「事業者が策定した投資計画（略）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備」については、当該投資計画について、経済産業大臣（経済産業局）の確認をうける必要があります。以下の手続きに従って確認を受けてください。

①申請書（様式1）に必要事項をご記入いただき、必要書類（当該申請書の裏付けとなる資料等）を添付の上、公認会計士又は税理士の確認を受けてください。なお、公認会計士又は税理士の事前確認書の発行及び経済産業局の確認書の発行にあたり、それぞれが必要と判断した申請書の根拠資料の提出や合理的な説明がなされない場合は、事前確認書、確認書は発行されませんのでご注意ください。

②公認会計士又は税理士は申請書と裏付けとなる資料に齟齬がないか等を確認し、「事前確認書（様式2）」を発行します。

※事前確認書の内容が、申請書が適切な根拠に基づいて作成されていることが確認できるものであれば、経済産業局における確認が円滑に行われます。

③申請者は、必要に応じて申請書の修正や、添付書類の追加等を行った上で、②の事前確認書を添付の上、申請書に記載のある設備の導入場所の最寄りの経済産業局（設備導入場所の住所の管轄の経済産業局（文末参照、ただし、申請書に記載のある設備の導入が複数で、その導入場所を管轄する経済産業局が異なる場合は、いずれかの経済産業局。また、当該申請書について説明可能な方が本社にいるなど特段の事業がある場合は本社所在地を管轄する経済産業局））に、事前にご連絡をした上で、申請書の内容が分かる方が申請書をご持参・ご説明ください。

※申請書＋必要添付書類＋事前確認書を一式として、二部ご持参ください。

※なお、確認書発行に対して、郵送をご希望される方は返信用封筒に切手（確認書には申請書及び必要添付書類を一式として送付いたしますので、重量をご確認の上、必要となる切手を添付してください。）を添付したものをご持参ください。

④経済産業局は、③のご説明を受けてから、一ヶ月以内に、②の事前確認書、申請書、添付書類に基づき、当該申請書が生産性向上設備等の投資計画であるとして適切である場合に、確認書（様式3）を発行し、申請書及び必要添付書類を添付したものを

渡しします。

⑤申請者は、確定申告時に④の確認書を添付することができます。

⑥④の確認書の交付を受けた申請者は、申請書の計画期間内（設備を取得等をする年度の翌年度以降3年間）について、申請書の実施状況（様式4）を、設備の取得等を行った事業年度の翌事業年度終了後4ヶ月以内に、確認書の交付を受けた経済産業局に提出してください。

<申請書（投資計画）の策定単位について>

申請書（投資計画）の策定単位は、生産ラインやオペレーションの改善に資する設備の導入の目的（＝事業の生産性の向上に特に資する（産業競争力強化法第2条第13項）こと）に照らして、必要不可欠な設備の導入に係るものであり、その設備から投資利益率を算定する際に、追加的に生じる効果を正確に算出するために必要最小限の単位が、申請書（投資計画）の策定単位です。

例えば、工場の生産ラインの改善を行う投資の場合に、生産ラインに絞って効果を算出できる場合には、当該生産ラインが申請書（投資計画）の単位となり、その投資効果を測定する際に工場全体でないと測定できない場合には工場単位となります。また、オペレーションの改善に資する設備の場合として、会社全体の販売・生産管理システムを改善する投資などが考えられますが、その場合は、会社全体でしか効果を算出できない場合が想定されるため、会社全体が計画の単位となります。

なお、上記のとおり、投資効果をできる限り正確に算出するために必要最小限の単位を求めておりますが、例えば中小企業など、管理会計上投資の効果を算出することが会社単位でしか出来ない場合などは、会社単位で提出していただくことも可能です。

※あくまでも基本的な考え方であり、実際には、個別の投資計画毎に判断することとなります。

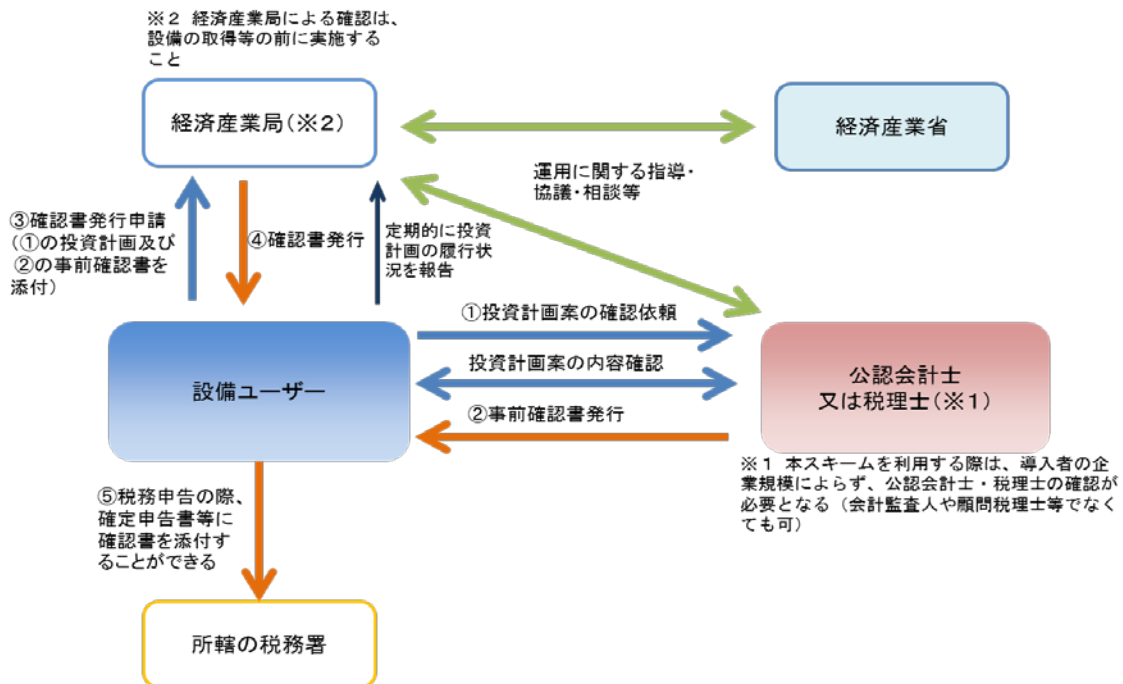
（注1）経済産業局の確認書の取得は、設備を取得する前に行う必要があります。上記のとおり経済産業局は標準処理期間として一ヶ月を設けておりますので、余裕をもってご申請ください。

（注2）経済産業局の確認書の交付は、産業競争力強化法第2条第13項・経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第5条第1項第2号に基づき、事業者が策定した投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備であること、当該投資計画における年平均の投資利益率が15%以上（中小企業者等にあっては5%以上）となることを見込まれるものであること、事業の生産性の向上に特に資する設備であることについて行うものです。

（注3）④の確認書を受けた後、設備の取得前に、申請書に記載された投資利益率の算定にあたって、分母にあたる設備投資取得額が増える場合や分子にあたる営業利益の減少が見込まれる場合には、変更申請書（様式5）を最寄りの経済産業局に提出の上、再度確認書の交付を受けてください。（変更申請書の提出にあたり、公認会計士又は税理士の事前確認は不要です。）

(注4) 実施状況報告書(様式4)に関して、確認書の交付を受けた申請書に記載された全ての設備について、税制の優遇措置を受けなかった場合は、当該実施状況報告書にその旨を記載してご提出ください。それ以降の実施状況報告の提出は必要ありません。

(手続きスキーム図)



(お問い合わせ先)	(管轄地域)
○北海道経済産業局 地域経済課 (直通：011-709-1782)	北海道
○東北経済産業局 地域経済課 (直通：022-221-4876) 中小企業課 (直通：022-221-4922) ※中促	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
○関東経済産業局 地域経済課 (直通：048-600-0254) 中小企業課 (直通：048-600-0321) ※中促	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、 山梨県、長野県、静岡県
○中部経済産業局 産業振興課 経営力向上室 (直通：052-951-0529)	岐阜県、愛知県、三重県
○中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局 地域経済課 (直通：076-432-5518) 産業課 (直通：076-432-5401) ※中促	富山県、石川県
○近畿経済産業局 地域経済課 (直通：06-6966-6065) 中小企業課 (直通：06-6966-6065) ※中促	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県
○中国経済産業局 地域経済課 (直通：082-224-5684)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県
○四国経済産業局 地域経済課 (直通：087-811-8513) 中小企業課 (直通：087-811-8529) ※中促	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
○九州経済産業局 企業支援課 (直通：092-482-5435) 中小企業課 (直通：092-482-5447) ※中促	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県
○沖縄総合事務局経済産業部 地域経済課 (直通：098-866-1730) 中小企業課 (直通：098-866-1755) ※中促	沖縄県

中小企業者等における中小企業投資促進税制の上乗せ措置について受付窓口が異なる場合は、「※中促」と表記。